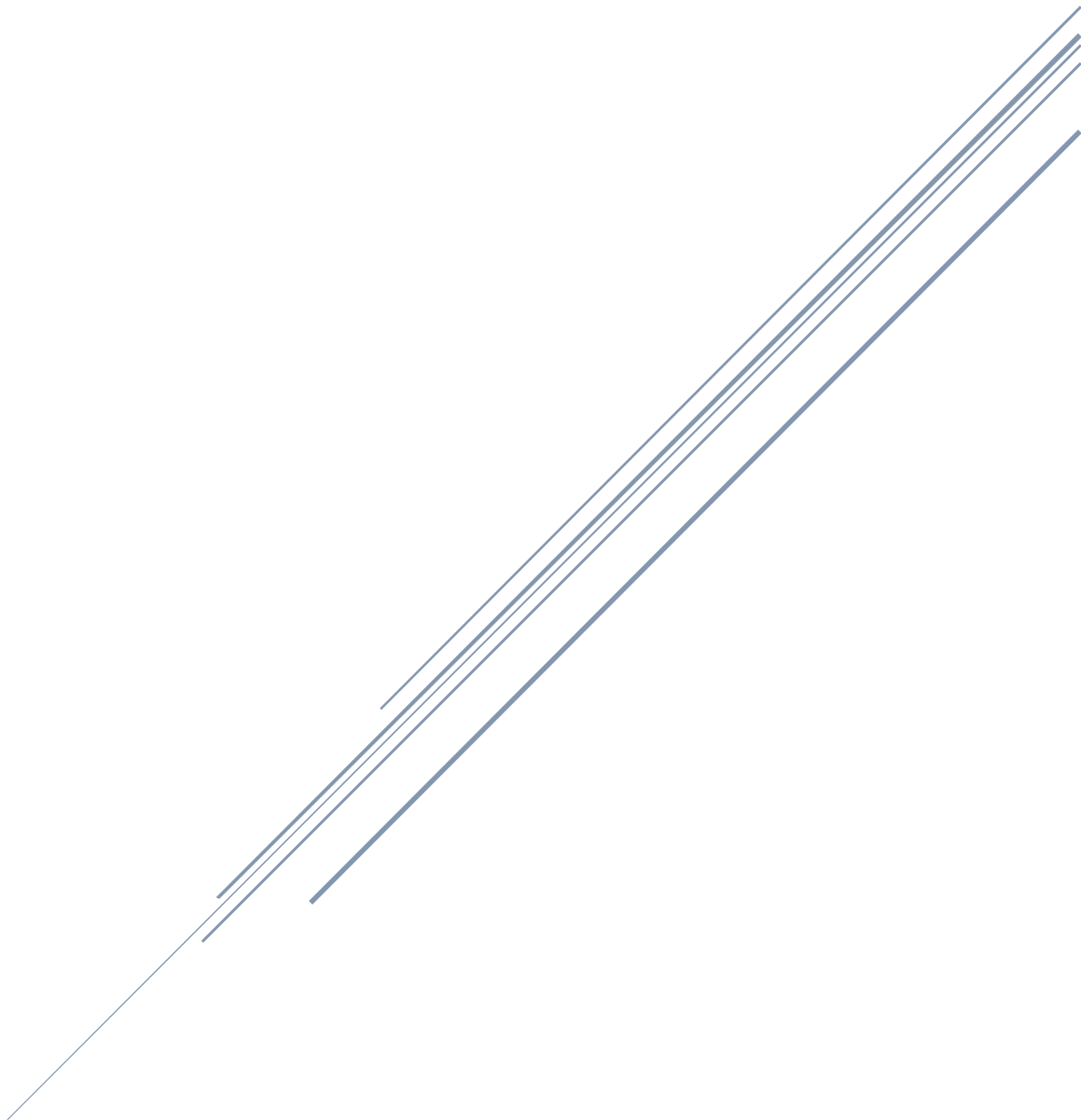


施設貸出規程



学校法人 和田実学園

令和3年4月1日施行

施設貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人和田実学園に所属する。

本学施設の施設貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(施設使用の基準)

第2条 施設は、その本来の用途又は目的を妨げない範囲で、貸出使用させることができる。

- (1) 本学職員が主催または関係する学会等
- (2) 官公庁の主催する行事等
- (3) 企業等諸団体
- (4) その他、理事長が特別に使用を許可した者

(使用目的)

第3条 公益目的や公共目的の使用

- 2 学会、研究会、国家試験、その他の試験、講習会等
- 3 地域貢献目的の使用

(施設使用許可の申請)

第4条 施設の使用許可を受けようとする者は、事前に（原則1ヶ月前までに）

「学校法人和田実学園 施設使用申込書」（施設使用様式第1号）を提出するものとする。

(施設使用許可通知)

第5条 前条1項の施設使用申込書を審査し適当と認めるときは、施設使用許可書を申込責任者あてに通知する。

- 2 施設使用許可書受領後、「使用規約同意書」（施設使用様式第2号）を利用当日までに提出するものとする。

(施設使用の減免・増額)

第6条 本学が認めた行事については、使用料を減額または免除することができる。

- (1) 使用者が入場料等を徴収して使用する場合には、使用料を増額する場合がある。
- (2) 施設使用料の減免及び増額については、理事長が決定する。

(施設使用許可の取消し等)

第7条 次の場合は使用許可を取消すことがある。

- (1) 使用目的や使用条件に違反することが判明したとき。
- (2) 使用申込書に偽りがあることが判明したとき。
- (3) やむを得ない事情により、本学において使用の必要が生じたとき。
- (4) 災害その他の事故により、使用できなくなったとき。
- (5) 本学の使用規程に従わないとき。
- (6) 指定した期日までに、使用料を納付しないとき。

(使用の変更又は中止)

第8条 使用者は、使用日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、利用日の3日前までに届け出て、承認を受けなければならない。

(使用料)

第9条 施設を使用させる場合は原則有償とし、使用料は別表1の通りとする。

- 2 使用者は、前項の規定により、本学指定口座に使用料を指定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の使用料は、原則として還付しない。

(事故の責任)

第10条 使用者は、施設の使用中に生じた一切の事故についてその責を負わなければならない。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、施設の使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された施設を他の者に転貸しないこと。
- (2) 使用を許可された施設を管理する本学担当者の指示に従うこと。
- (3) 使用後は施設の火気の点検、戸締り及び清掃を行うこと。
- (4) 施設及びその附属設備を滅失し、若しくは、損傷したときは、速やかに弁償または修復すること。
- (5) 使用後は、原状回復の上、施設を管理する本学担当者の確認を受けること。
使用場所、時間、目的を厳守すること。
- (6) 引火性、爆発性のある物、危険物品を持ち込まないこと。
- (7) 施設内では定められた場所以外への貼紙はしないこと。
- (8) 施設内および周辺でのチラシ・ビラ配布・募金活動等はしないこと。